

道路交通法の改正内容

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット（以下「乗車用ヘルメット」という。）着用努力義務が課されることとなります。

乗車用ヘルメットに関する規定

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】改正後の道路交通法第63条の11

